

Legal Networks

08

改正育児・介護休業法

～保育所に入れない場合、2歳まで育児休業が取得可能に～

今年の梅雨は本当に雨が降らず、毎日暑い日が続きますね。
今年もすでに半分が終わってしまっていますが、元気に後半戦を乗り切っていきましょう！

さて、**10月に育児介護休業法の改正があります。**今年の1月にも同法の改正があったばかりで、介護休業の分割取得や、介護をしている従業員の所定労働時間の短縮措置が追加されていました。

次の10月の改正では、**育児休業の延長が再延長できる(?)**というものです。

育児休業は原則、子が1歳に達するまでとなっておりますが、現行でも保育園に入所できない場合（一定の条件を満たし）、**1歳6か月まで延長することができました。**

これが、1歳6か月到達時点で、まだ保育園が決まらない場合、**さらに延長の申し出をすることができ、2歳まで再延長が可能となります。**

保育園は4月だと比較的入りやすい、などという事情もあり、それ以外の月で延長期間が終わってしまうと復帰できないかもしれないというのは、「保活」をするワーキングマザーには“あるある”な話です。働く側にとっては、ありがたい改正が続きますが、会社側にとって気を付けていただきたいポイントがあります。

保育園入所不承諾通知など、保育園に入れないことの事実確認ができる書類を出してもらいましょう。

育児休業期間と期間変更は、あらかじめ決められた期限に書面で申し出をしてもらいましょう。

復帰に向けて、休業者と定期的にコミュニケーションを取っておきましょう。

休業が長期化すると、復帰に向けての準備や休業中のやり取りなども重要になるのではないのでしょうか。

8月の労務管理スケジュール

労務

8/1～8/31

7月分の社会保険料の納付



税務

8/1～8/10

7月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

労務

夏期休暇のスケジュール調整

～夏季休業のお知らせ～

誠に勝手ながら、**8/15(火)**は弊所の夏季休業日とさせていただきます。前後数日間は、各スタッフごとお休みをいただくこともあり、ご不便をおかけするかもしれませんが、ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

「ユースエール認定マーク」をご存じですか？ ～認定企業が200社を突破～

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）を認定する「**ユースエール認定**」を受けた企業が、平成29年6月末時点で200社を突破したそうです。

【認定基準】

(1) 労働時間 直近事業年度の 正社員の**所定外労働時間 月平均が20時間**かつ ②月平均の**法定時間外労働 60時間以上の正社員ゼロ**

(2) 新規学卒等採用者の離職率 直近3事業年度の 正社員の**新規学卒等採用者の離職率が20%以下**ただし、採用者数が3人又は4人の場合は、離職者数が1人以下

(3) 有給休暇 直近事業年度の正社員の有給休暇の年平均**取得率が70%以上**又は 年平均取得日数が**10日以上**(有給休暇に準ずる休暇として職業安定局長が定めるものを含み、その日数は労働者1人当たり5日が上限。)

企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を全て満たす休暇

【認定企業のメリット】

ハローワークなどで重点的PRを実施「若者雇用促進総合サイト」に認定企業として掲載

ユースエール認定企業限定の**就職面接会などへの参加が可能**

自社の商品、広告などに**認定マークの使用が可能**

若者の採用・育成を支援する**関係助成金の加算措置**

日本政策金融公庫による低利融資、公共調達の加算評価

などが主な内容となっているようです。

メリットも多々ございますので、ご興味のある方は、労働局のホームページに詳しく記載されておりますのでご覧になってみてください。

労働局HP

http://tokyoroudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/riyousha_a_mokuteki_menu/jigyounushi/ninnte.html



ユースエール認定マーク



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

TEL:03-6403-0861